

富士山火山広域避難計画改正（案）の概要

1 改正の趣旨

- ・火山活動の推移に応じた避難行動の整理表中、「入山規制」における観光客・登山者のとる対応が不明確であるため、文言を修正する。
- ・平成 28 年度に協議会事業として作成した「富士山噴火時避難ルートマップ（統合版）」を、入山規制実施時における避難経路として掲載し、活動火山対策特別措置法が義務付ける地域防災計画に定めるべき事項として位置付ける。

2 改正の概要

編章	項	修正要旨	頁
第 1 編 総論	3 協議会の構成及び 果たす役割	協議会規約の改正に伴う構成機関図の修正 ・構成機関の組織改編に伴う変更 ・山梨県コアグループ会議構成機関の追加	3
第 2 編 第 2 章 1. 避難の概要	・表 6 富士山火山広域 避難の流れ	「観光客・登山者」の避難対応に関する、 実態に即した文言への修正	14 ～ 15
第 2 章 3. 段階別の避 難の流れ	3 - 1 噴火前の避難 計画 ・表 13 噴火前の避難 計画	・噴火警戒レベル 3 発表時、第 1 次避難対象 エリアについて入山規制が実施されると同 時に、当該エリア内の住民及び観光客・登山 者は避難を実施すると考えられることから、 「入山規制」について「避難・入山規制」と いう文言に修正する。	38
	3 - 2 噴火開始直後 の避難計画 ・表 14 噴火開始直後 の避難計画	・同様に、噴火警戒レベル 3 発表時において 第 1 次避難エリア内の一般住民についても 当該エリアから速やかに避難が必要である と考えられるため、「避難準備」を削除する。	39
	3 - 3 噴火開始後の 避難計画 ・表 15 噴火開始後の 避難計画		40
第 3 編 第 3 章 2. 入山規制	(新設) (3)観光客・登山者の 避難路	「富士山噴火時避難ルートマップ(平成 28 年 6 月)」を、観光客・登山者の避難路と して位置付ける	109
各項	その他	図番号の変更に伴う引用部分の修正	各頁